

働き方改革関連法等合同研修会を開催しました

令和元年8月28日



働き方改革関連法での実務的注意点について説明する 雇用環境・均等室 大久保室長補佐



労働者派遣法改正概要について説明する
需給調整事業室 伊藤需給調整事業係長



働き方改革の取り組みに活用できる助成金について説明する
雇用環境・均等室 大和田雇用環境改善・均等推進指導官

茨城労働局では平成31年3月26日に茨城県社会保険労務士会と締結した働き方改革にかかると共同宣言に基づき、働き方改革関連法等合同研修会を行いました。

平成30年度から、中小企業・小規模事業者等の働き方改革を推進するために、各都道府県に働き方改革推進支援センターを開設し、窓口相談、セミナー等を実施しておりますが、事業所への個別訪問及び市町村等での窓口相談(以下、個別訪問等)については、茨城県社会保険労務士会に所属する会員社労士が派遣され、働き方改革に向けた取り組みについてのアドバイスを行うこととなっています。

個別訪問等においては中小企業事業主等からのさまざまな相談等が予想されることから、今後も、働き方改革に関するあらゆる知識の習得と情報の共有の為に、茨城労働局と茨城県社会保険労務士会が協力して研修会等を開催することとしています。

茨城労働局雇用環境・均等室(指導部門)

TEL:029-277-8295